

特定信書便事業の許可を受けた日本海運輸倉庫（株）に許可状を交付

総務省北陸総合通信局（局長：安東高徳）は、日本海運輸倉庫株式会社（代表取締役 内山与市郎）から申請のあった特定信書便事業について、情報通信行政・郵政行政審議会からの答申を受けて、令和8年6月29日付で許可しました。

今回の許可により、北陸3県の特定信書便事業者は、17者（富山県8者、石川県5者、福井県4者）となりました。

日本海運輸倉庫株式会社による提供サービス計画では、富山県内の自動車ディーラーを顧客とし、自動車部品とともに信書を集配する予定としています。

北陸総合通信局は、今後も信書便事業の監督並びに制度の周知・広報に取り組んで参ります。

お問合せ先：信書便監理室
TEL 076-233-4428



特定信書便事業許可状の交付を受けた日本海運輸倉庫(株)
令和8年6月30日 北陸総合通信局にて